

# 広報 こじょうめ

発行 五城目町役場 ☎0188 62 2100 代  
秋田県五城目町上樋口字向川原  
☎ 018-17 12ブロック2ロット  
編集 文書広報課  
印刷 湖東印刷所 ☎ 0188 62 2430  
毎月 1日・15日発行 一部 35円



うす伏せの行事について説明する伊藤さん

## 子どもたちに伝承行事を

— 自然を尊ぶ心を育てる —

富津内脇村の伊藤次郎さんは、消えゆく村の伝承行事を守り継承していくため、毎年大みそかに脇乙子ども会を対象に「うす伏せ」の行事を行っている。

五十七年の暮れも押し迫った大みそかの午後七時、伊藤さんの家の土間には、うす、きね、白米の入った一升ます、占いのもち三個、若水用のおけとひしやく、それにしめ縄、松、ユズリハなど、うす伏せ用の小道具が用意された。

### 作柄 占う行事

伊藤さんは、子どもたちにうす伏せ行事のいわれと、小道具の名称とその用途について、質疑応答の形で説明をしていた。

それによると、うす伏せの行事は新しい年の稲の作柄を占うために行うもので、いにしえから農業気象観測の一環であったとも言われる。

七時三十分ころからいよいよ行事が始まった。一升ますの白米の上に用意された早生、中生、晩生の三種類のもちを乗せ、それをおぜんの上におき、松、ユズリハなど添えてうすを伏せる。伏せたらうすの上に二本のローソクをともし若水おけと鏡もちを置く、うすの胴には松、ユズリハなどをつけたしめ縄を巻き付けて、家族はそれぞれその前に立ち、かしわ手を打って新しい年の豊作を祈る。

### 今年は晩生種が有利か

元日、うす伏せの白米に乗せた三種類のもちの裏を見る。米粒がたくさん着いているもちの品種を植えることが豊作とされている。科学的な根拠はまだ説明されておらないが、五十八年は晩生種がよいと伊藤さんは判断した。

元日の朝食は、未明に汲んだ若水を利用して、うす伏せの白米でご飯をたき、みそ汁もいろいろな煮物も若水を使用すると説明があった。子どもたちの脳裏にはどう映ったであろうか、熱心にきいていた。

### 文明文化は進めども

二月十三日は旧正月の元日である。今の子どもたちには理解し難い正月になっていくと思う。お月さまの公転期間を基準にしたこの旧暦は、現代の太陽暦にはみられない昔の人々の生活の知恵がびっしり秘められている。

年々歳々地球上の文明文化は進めども、歩調を合せてくれないのが自然である。陰暦は自然を中心にした暦だとも言われ、伝承行事と密接な関係を持っている。先祖のなりわいが、自然を尊び育まれてきたことを大人たちは、これら伝承行事を通じてその心を子どもたちに継承していく責任があるようだ。

( 広報紙中にある写真を欲しい方には )  
お返しします

住民税申告相談日程

受付時間 午前 9 時 30 分～午後 3 時

| 地区名 | 月日曜    | 町内部落名                                  | 申告会場                 |
|-----|--------|----------------------------------------|----------------------|
| 五城目 | 2. 3 木 | 広ヶ野・希望ヶ丘・田町・上田町・小池町・今町・御蔵町・新町・東・西・蔵の目町 | 役場相談室<br>(1階市民談話室隣り) |
|     | 4 金    | 川原町・一番町・古川町・紀久栄町・新畑町                   |                      |
|     | 7 月    | 長町・仲町・米沢町・築地町・矢崎崎町・昭辰町・雀館・中川原・館町・樋口    | 上樋口公民館               |
|     | 8 火    | 上樋口(上下)・岩城町                            | 馬川公民館                |
|     | 9 水    | 上高崎・高崎・下高崎・新里町                         | 館越林業集会所              |
| 森山  | 10 木   | 久保・館越                                  | 森山公民館                |
|     | 14 月   | 岡本2区・野田                                | 環境改善センター             |
| 大川  | 15 火   | 岡本1区・浦横町                               |                      |
|     | 17 木   | 大川1区・大川2区・大川4区                         | 西野公民館                |
|     | 18 金   | 大川3区・下樋口・曙町・石崎                         |                      |
| 富津内 | 21 月   | 西野                                     | 谷地中公民館               |
|     | 22 火   | 谷地中                                    | 下山内林業集会所             |
|     | 23 水   | 下山内・上山内                                |                      |
|     | 24 木   | 富田・黒土・小倉                               | 農協富津内支所              |
|     | 25 金   | 協乙・台御蔵下・八田                             | 台御蔵下公民館              |
| 内川  | 28 月   | 北々口・高千・落合                              | 落合公民館                |
|     | 3. 1 火 | 湯の又(1区～4区)・小川口                         | 農協内川支所               |
|     | 2 水    | 浅見内(1区～6区)                             | 内川児童館                |
| 馬場目 | 3 木    | 帝釈寺・町村・門前                              | 町村公民館                |
|     | 4 金    | 蓬内台・小野台                                | 農協馬場目支所              |
|     | 7 月    | 水沢・平の下・中村・寺庭                           | 中村林業集会所              |
|     | 8 火    | 恋地・坊井地・杉沢                              | 恋地コミュニティセンター         |
|     | 9 水    | 合地                                     | 合地林業集会所              |

住民税

申告相談は三日から

あなたの地域にも伺います

五十八年度住民税申告期限は三月十五日です。町ではこれにあわせて、住民申告相談を二月三日から三月九日まで、町内の十九会場を巡回して行います。

指定期日に都合の悪い方は、同じ地区の他の会場を利用してください。受付時間は、午前九時半から午後三時までとなっています。

申告をしないと諸控除ができなかったり、税金を多く納めることになる場合があります。また、申告しなければならぬ人で、正当な理由なく申告しなかった場合は罰せられることもあります。

住民税申告書は、町政協力員を

通じ金世帯に配布します。

申告しなければならない人  
昭和五十七年中に収入のあった人  
給与支払報告書を提出した人でもそれ以外に所得のあった人  
国民健康保険に加入している人(所得の有無にかかわらず相談してください)

申告しなくてもよい人  
昭和五十七年中の所得が給与所得だけで、給与支払報告書が町に提出されている人(勤務先で給与支払報告書を提出したかどうか確認してください)



広報の縮刷版

予約した方は

役場まで

「広報ごじようめ」の縮刷版を予約して、まだ受け取っておられない方は、役場文書広報課までおいでください。

五城目軍需の  
革新と変遷

石井金之助

五城目軍需の年譜

(4)

- 一九三六 昭和三 五城目職労会会長福島寿雄、指物組合との賃金問題で、四日間ストライキを行う。
- 一九三七 昭和三 九月、東北北海道工芸展覧会、首席一等賞石井金之助。
- 一九三八 昭和三 十一月、秋田県工芸品展覧会、一等賞原田敏一。
- 一九三九 昭和三 八月、東北工芸協会会長岡井喜太郎より優良工芸技術者表彰石井金之助。
- 一九四〇 昭和三 十一月、秋田県工芸品展覧会、優等賞石井金之助、同一等賞原田敏一。
- 一九四一 昭和三 三月、東北北海道工芸展覧会、首席一等賞石井金之助。
- 一九四二 昭和三 七月七日、日華事変起る。召集令統々入る。
- 一九四三 昭和三 六月二十四日、保証責任五城目家具建具工業組合設立、初代理事長和田喜代吉。
- 一九四四 昭和三 秋田県木工工業組合連合会(会長滝田利助)より弾薬箱の割当をうけ製作す。
- 一九四五 昭和三 五月三十日、五城目町石田に土地を借り、共同作業場延坪百十坪を建築した。
- 一九四六 昭和三 十二月三十一日、保証責任五城目家具建具工業組合第一回通常総会開催。役員改選、理事長和田喜代吉、理事小森金次郎、理事北島久蔵、理事石井金之助、理事高桑龍太郎、監事齊藤政太郎、監事秋山与一郎。
- 一九四七 昭和三 八月二十五日、保証責任五城目家具建具工業組合第二回通常総会開催。監事任期満了につき改選の結果、監事秋山与一郎、同齊藤政太郎。
- 一九四八 昭和三 五月二十九日、保証責任五城目家具建具工業組合第三回通常総会開催。理事長和田喜代吉辞任につき改選の結果、北島久蔵理事長となる。
- 一九四九 昭和三 監事任期満了につき改選の結果、監事秋山与一郎、同石井金次郎。
- 一九五〇 昭和三 十一月七日、臨時総会開催、理事長北島久蔵、理事小森金次郎、監事石井金次郎辞任につき改選の結果、理事長に高桑龍太郎、理事藤田英吉、理事石井金次郎、監事原田敏一就任。
- 一九五一 昭和三 この年から翌年にかけて木工機械六台を共同作業場に揃えた。

# ねんきん通信

意外に多い勘違い

七十歳になればだれでも年金(老齢福祉年金)がもらえるか  
何の年金に加入しなくとも、老齢福祉年金が受けられるのは明治四十四年四月一日以前に生まれた人で、十年年金、五年年金に加入しなかった人だけです。  
老齢福祉年金は、このほかに明治四十四年四月二日から大正五年四月一日までに生まれた人にも支給される場合がありますが、これは国民年金に加入していたが、保険料の納付済期間が短かくて、拠出制の老齢年金を受ける条件は満たせないけれども、ある一定の条件には該当するという人に支給されるものです。したがって明治四十四年四月二日以降に生まれた人は必ず何かの年金に加入しておかないと、老後には年金が受けられないこととなります。



請求手続きは忘れずに  
五年で時効です

国民年金には、年をとったときに受ける老齢年金、通算老齢年金をはじめ、突発的な事故に対する障害年金や母子年金などの給付があります。しかし、これらの年金は黙っていても受けられるわけではなく、本人からの請求によって初めて支給されるようになっています。また、年金を受けられる条件を満たしていても、受ける権利が発生したときから五年以内に請求手続きをしないと、時効によって受けられなくなってしまうのです。  
年金を受けられる権利が発生したときは、すみやかに請求手続きをするようにしてください。なお手続きに必要な用紙等は住民課年金係に備えてあります。印鑑、年金手帳、他の年金制度(厚生年金、共済年金など)に加入したことのある人は、それがわかる書類などを持参し、年金係で相談のうえ裁定請求の手続きをしてください。

正しい

## チェーンソー作業

③

▽チェーンソーの点検と手入れ  
機種ごとの取扱説明書にしたがって、よく点検、手入れしたチェーンソーを使いましょう。アイドリングでソーチェーンが回転する状態は危険です。

毎日の点検・手入れ

- ①主に外部について行い、異常のある場合は適切な処置をする。
- ②自己流の手入れは、絶対にやめる。
- ③点検は、点検表を使うと便利。

点検項目 (始業前または作業開始前)

- ①各部ねじ等の緩み、脱落
- ②各部の部品の破損
- ③シリンダの汚れ
- ④スターターケースの汚れ
- ⑤エアフィルターへの汚れ
- ⑥外部の汚れ
- ⑦チェーンオイルの吐出量

- ⑧燃料タンクからの燃料漏れ
- ⑨ソーチェーンの張り、目立て
- ⑩スプロケットの作動
- ⑪バーの変形、損傷
- ⑫チェーンブレイキの作動
- ⑬燃料混合比

機械を故障なく  
能率よく使うための原則

- ①正しい使い方をよく知る
- ②分解、組立ては熟練者に行ってもら
- ③異常に気づいたら直ちに手当てをする(エアークリーナー、ブラグ、ウェス、スターターロープ、ハケ、ブラシ、竹べらなどを常に携帯すると便利です)
- ④使い方のコツを早く身につける

毎週の点検・手入れ  
作業場で簡単にできる機械内部

③毎月の点検・手入れも点検表を使うと便利

チェーンソーの分解は:

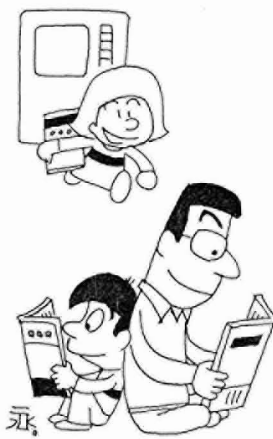
作業現場でむやみに行わないでよく整理され、必要な工具と設備のある、定められた場所で行いましょう。



## お母さんのための 中学生のしつけ方12章

### 第4章

シラケ人間にしないために



示

情報を受けています。そのために少しぐらいでは感動できない人間になっていきます。休みの日などにはできるだけ自然に触れさせ、あるいは美術館に足を運ばせるなどして、美しいもの、神秘的なもの、偉大なものを直接体験させてください。

スポーツをする

喜びも大切です

美しいものに  
触れさせましょう

マスコミ時代の子どもは、テレビや雑誌から、絶えず刺激の強い

子どもに直接体験させるべきものは、単に自然や芸術だけに限りません。激しく体を動かすスポー

ツにも喜びがあります。

本のだいご味を  
味わえましょう

教科書や参考書だけが本でないことを知らせてください。読みだしたらやめられない本がたくさんあります。

そういう本に親自身が出会い、それを子どもに勧めるようにしてはいかがでしょうか。

(全国防犯協会連合会発行の少年  
非行防止読本から)

# 子どもの雪まつり

## 恋地国スキー場で開催

「子どもの雪まつり」は、二月二十日午前十時から、恋地国設スキー場で開かれます。

町内の子どもさんと父兄の方であれば、だれでも参加できます。小さい子どもさんの場合は、保護者といっしょに参加するようにしてください。また、参加する人は、午前九時四十分までに会場に集まってください。

昼食やスキー、そりなどは、参加者が準備することになっていきます。また、昼食時には、甘酒と豚汁を味わってもらうことになっていますので、湯飲みやおわんを持参してください。

当日、参加者のために、貸切バスと森山号が町内の各地区から会場まで運行されます。また、帰りのバスも会場から発車しますので

利用してください。  
日程とバスの運行時刻は次のとおりです。

### ▽日程

午前10時  
開会  
自衛隊演奏会  
午前10時半  
デモンストレーション  
カマクラ作り  
スキー(竹スキー・ミニスキー)

雪上車のり  
馬そりのり  
サッカー大会  
雪像作り大会  
午後1時  
正午  
たこあげ  
綱引き

もちつき大会  
ミカンひろい  
午後2時 閉会

### 戦傷病者・戦没者遺族 相談員の再任・新任

このほど、十月一日付をもって厚生大臣から戦傷病者相談員と戦没者遺族相談員の再任や新任の発令がありました。南秋田郡担当の相談員とその主な業務は次のとおりです。

#### ▽戦傷病者相談員

柴野三雄(五城目町鶴ノ木一五〇一七 電話2357)

・恩給法による傷病恩給および戦傷病者戦没者遺族等援護法による障害年金または障害一時金の支給、戦傷病者特別援護法による療養の給付等の戦傷病者に対する各種の援護制度の受給に関すること。

・身体障害者更生援護施設、世帯更生資金貸付制度等、戦傷病者が利用できる社会福祉事業に関すること。

・戦傷病者の職業的更生に関すること。

・その他戦傷病者の生活上の問題に関すること。

#### ▽戦没者遺族相談員

安田慶太郎(天王町天王字羽立一八四 電話7812733)

・戦没者遺族に係る各種年金、給付金等の受給に関する相談に応じ、必要な指導を行うこと。

・戦没者遺族の生活上の問題に関する相談に応じ、必要な指導を行うこと。

・戦没者遺族が利用することのできる社会福祉施設等に関する相談に応じ、必要な指導を行うこと。

・その他前記内容に付帯する業務を行うこと。

## 国税だより

### 贈与税・所得税の申告はお早めに

納税相談は16日役場で

贈与税の申告は二月一日から、

所得税の確定申告は二月十六日から、それぞれ受付が始まります。

どちらも申告期限は三月十五日ですが、期限間近になりますと、税務署は大変混雑しますので、申告はできるだけ早く済ませるようになっています。

五城目町での納税相談は、次のとおりです。所得や税額の計算、申告書の書き方などについて、気軽に相談ください。

▽日時 2月16日(水)

午前9時半～午後4時

▽場所 役場

#### 所得税の確定申告

所得税の確定申告は、納税者が自ら正しく計算して申告し、納税するという申告納税制度になっています。確定申告をしなければならぬ人が、申告しなかったり、正しくない申告をしたりすると、後で不足の税金を納めるだけでなく、加算税や延滞税も納めなければなりません。

確定申告をしなければならぬ人は、事業をしている人、不動産収入のある人、土地や建物を売った人などです。

#### 贈与税の申告

贈与税は、個人から財産をもらったときに、もらった人にかかる税金です。

財産をあげたり、もらったというのには夫婦や親子、親族間で行われることが多く、財産を分けてもらったが、贈与税の申告はいつうっかり忘れてしまったということがよくありますので、注意してください。

贈与税、所得税の納税は、申告期限と同じ三月十五日までしなければなりません。なお、口座振替や延滞制度もありますので、詳しい内容は、税務署や税務相談室(電話3313044)におたずねください。

## 川をきれいに!!

「川」をきれいにするのはやめましょう



五城目町

雀館と高崎の土地も販売

購入を希望する方は、財団法人五城目町開発公社（登録21100）へ申込んでください。

対象は、住宅を建設する人となっていますので、町内のみならず、町外の方も申込むことができます。

平方メートルと三二・五・八五平方メートルの区画です。

矢田津世子

文学碑建立にご協力を

五城目町芸術文化協会（会長 長安東誠）では、五城目町出身の文学人である矢田津世子の文学碑を建立するため、町内のみなさんに資金の援助をお願いしています。受付は、五城目町公民館内にある同協会の事務局で行っています。

文学碑は、女史が五城目町をとりあげている随筆の一部を刻み、

女史は、明治四十年、五城目町字下タ町三十五番地（紀久栄町）に当時の助役矢田鉄三郎を父として生まれましたが、大正三年、父の助役辭職によって町を去っています。生家跡は都市計画により現在道路となっています。

女子はその後、文字を志し、昭和十一年、小説「神楽坂」によつて文壇に地歩を築きました。数々の名作は、いづれも生まれ故郷が色濃く影をおとしており、随筆にはいくども五城目の風物と思い出をとりあげています。しかし女史は故郷に帰ることなく、昭和十九年、三十六歳の若さで病死しました。

近年、昭和文学史研究が盛んになり、矢田津世子の文学が再評価されています。

めん羊・山羊(やぎ)の死体は

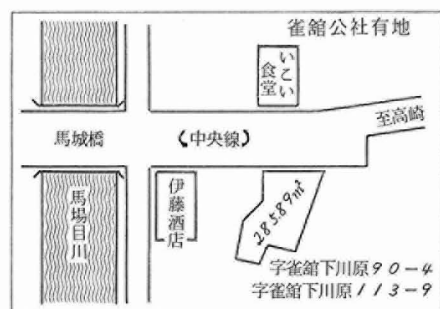
家畜伝染病にかかったものを除  
法律によつて厳しく規制され、  
い獣取扱場でしか解体、埋却、  
却ができません。

全県には、このへい獣取扱場  
百二十八カ所ありますが、未設  
の町村では、他市町村の施設を  
用したり、化製業者に引き取っ  
もらい、処理しているところも

ります。

冬期になると取扱場への道路の積雪により運搬に手がかかるため河川などへの不法投棄や畜舎周辺への埋却をし、環境汚染や伝染病発生の原因となっている例が見られます。

家畜が死んだ時は、伝染性の病気がどうか、獣医師の診断を受け、家畜伝染病であれば、その指示により消毒等の措置を行ってください。また、一般病によるものであれば、町の衛生担当課に届け、その指示により取扱場に埋却するか、化製業者に引き渡すなど適切な処理を行ってください。



日赤奉仕団街頭で呼びかけ

一月六日、町内五カ所で行われた献血にたくさんの方々が協力してくれました。

また、当日は日赤奉仕団（代表伊藤花美）がエプロン姿で献血を呼びかけるなど献血推進活動の輪を広げました。なお、献血者のぞ



|       |    |       |
|-------|----|-------|
| 伊藤百合子 | 13 | 後藤 良作 |
| 館岡 正和 | 8  | 小熊 昌作 |
| 伊藤 颯武 | 45 | 北嶋正千代 |
| 石井 光雅 | 29 | 佐藤 真悦 |
| 赤坂 賢治 | 2  | 伊藤 清  |
| 渡辺 鉄雄 | 13 | 鎌田 勇二 |
| 小熊 信男 | 32 | 伊藤 茂美 |
| 佐藤 貴子 | 1  | 勝田 重信 |
| 一関 勝己 | 34 | 工藤 孝子 |
| 伊藤 伝  | 11 | 椎名耕一郎 |
| 伊藤富喜子 | 5  | 石井 政則 |
| 浅野 満  | 2  | 猿田 俊彦 |
| 猿田 悦雄 | 16 | 三浦 明美 |
| 渡辺カズ子 | 37 | 大石 祥子 |
| 斉藤 寿  | 2  | 岩村 洋一 |
| 安田 博夫 | 27 | 千葉千代美 |
| 本間 重春 | 8  | 鳥井 寿  |
| 館岡 敦  | 12 | 佐藤 勝次 |
| 小玉 レイ | 4  | 館岡 歌子 |
| 伊藤 和子 | 1  | 伊藤 一志 |
| 伊藤 義美 | 7  | 伊藤準一郎 |
| 沢田石喜雄 | 1  | 石井 政勝 |


 投稿歡迎

|       |       |       |       |       |       |       |       |       |       |       |       |       |       |       |       |       |       |
|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 新谷 秋藏 | 和田 喜式 | 伊藤 幸男 | 畠山 隆博 | 小畑 武博 | 加藤 了嗣 | 高橋 作雄 | 野呂田初男 | 田仲 孝  | 縮岡 正美 | 平ノ内幸作 | 児玉多津子 | 谷田部保美 | 小林 東一 | 石井 俊雄 | 柏谷 悟志 | 佐々木重雄 | 加賀屋 仁 |
| 10    | 6     | 14    | 9     | 12    | 4     | 24    | 20    | 15    | 21    | 21    | 4     | 28    | 17    | 47    | 5     | 2     | 14    |
| 渡辺 鉄男 | 本間 保子 | 畠山千鶴子 | 縮岡与二郎 | 笹村 芳夫 | 九島 紀義 | 浅野 ヒデ | 宮腰 精治 | 鎌田 泰子 | 渡辺 秀勝 | 田原 剛美 | 栗山 孝子 | 小玉 則男 | 大森誠治郎 | 加藤 繁  | 伊藤彦磨呂 | 鈴木 晶子 | 斉藤登喜男 |
| 37    | 4     | 14    | 34    | 10    | 2     | 1     | 6     | 11    | 36    | 4     | 9     | 8     | 45    | 12    | 8     | 7     | 3     |



節分 2月3日

# お知らせ

## 水泳バッチテスト

一級から六級まで認定

▽日時 2月13日(日) 午後1時

▽会場 屋内温水プール

▽参加申込み 直接、屋内温水プールへ申込

むこと(52-4411)

▽参加費(プール使用料として)

大人 200円  
子ども 100円

▽認定料(合格者のみ)

1級 500円  
2級 500円  
3級 500円  
4級 200円

▽申込み締切 2月8日

▽テスト実施内容

・1級(300M-金バッチ・認定証)  
自由形・平泳ぎ・背泳ぎの3種目(100M×3種目)  
合計タイム5分以内であること

・2級(150M-銀バッチ・認定証)  
自由形・平泳ぎ・背泳ぎの3種目(50M×3種目)  
合計タイム3分以内であること

・3級(75M-銅バッチ・認定証)  
自由形・平泳ぎ・背泳ぎの3種目(25M×3種目)  
合計タイム1分30秒以内であること

・4級(50M-認定証)

自由形で50Mタイムが60秒以内であること

・5級(25M-認定証)

自由形で25Mタイムが25秒以内であること

・6級(25M-認定証)

自由形で25Mタイムが40秒以内であること

## 健康大学二月講座

一月十一日開講した健康大学では、二月の講座を次のとおり実施します。

・日時 8日午後1時~2時半  
・場所 役場大会議室(4階)  
・内容 母子衛生について

・日時 23日午後1時~2時半  
・場所 役場大会議室(4階)  
・内容 歯科衛生について

## 成年スポーツ教室

▽日時 午後6時半~8時

2月15日から毎週火曜日と金曜日(計10回開催)

▽会場 広域体育館

▽内容 軽体操(レクリエーションゲーム)、基礎体力づくり、卓球、バドミントン、バスケ、トボール、バレーボール

▽参加申込み先 五城目町公民館

▽申込み締切 2月12日午後1時

## 16ミリ映写機

## 操作技術講習会

▽日時 2月20日

午前9時~午後4時

男鹿市・南秋田郡歯科医師 会長 安東誠先生

▽場所 町民センター4階

▽受講料 300円

▽定員 50人

▽対象 一般町民、各種団体のリーダー

▽申込み先 五城目町公民館

電話 52-4411

## スポーツ指導者

## 実技(水泳)講習会

▽日時 2月9日(水)

▽場所 屋内温水プール

▽指導者 第1種指導員森登氏

## 町の行事予定

・二十四日 千五百円 上樋口(上)猿田幸子(寄附金として)

・二十四日 三万円 下樋口 渡辺 フサ(亡夫正様の香典返しとして)

・二十五日 二千五百円 上山内 朝野博典(寄附金として)

・三月三日 町民税申告相談(税務) 3月9日 各地区

・四月四日 木材工業団地協同組合設立委員会(商工観光) 後1時 役場

・六月六日 青年議会(教育委員会) 前9時 役場

・八月八日 健康大学(保健衛生) 前10時 役場

・九月九日 スポーツ指導者実技講習会(教育委員会) 後6時半 温水プール

・十月十日 幼稚園新入園児身体検査(教育委員会) 後1時半 幼稚園

・十一月十一日 町総合開発計画策定審議会(企画調整) 後1時半 役場

・十二月十二日 畜産経営研修会(農政) 前10時 恋地山荘

・十二月十三日 成年スポーツ教室(教育委員会) 25日 後6時半 広域体育館

・一月十六日 間伐・枝打ち講習会(林政) 前10時 森山公園

・一月十七日 リモコンチェンソー展示(林政) 前10時 森山公園管理棟

・二月十八日 森山公園管理棟

・三月十九日 森山公園管理棟

・三月二十日 森山公園管理棟

・三月二十一日 森山公園管理棟

・三月二十二日 森山公園管理棟

・三月二十三日 森山公園管理棟

・三月二十四日 森山公園管理棟

・三月二十五日 森山公園管理棟

・三月二十六日 森山公園管理棟

誕生  
おめでとう  
ございます



平ノ下 金野 舞子 12、14  
富田 椎名 琴美 12、24  
大川一區 島崎 丈人 12、24  
大川三區 清治 春美 12、28  
昭辰町 義秋 貴光 三男  
好美 草皆 寛行 久子 1、4  
長男

上山内 金子 藍 1、6  
成敏 美香子 長女  
伊藤 紗織 1、7  
正信 幸子 二女  
板垣 幸広 1、8  
源太郎 キエ子 二男  
佐藤 歩美 1、8  
金悦 久子 長女  
下山内 山崎 裕美 1、11  
千代志 知恵子 長女  
雀 近野 大輔 1、15  
宮城サチコ 咲子 二男  
窪内台 功 紀代子 二女  
おくやみ申し上げます

・12月  
3日 佐藤 甚吉 83 中 村  
4日 石井 新吉 58 岩 城  
7日 山崎 五郎 79 岡 本  
8日 小浜昭之助 55 上 山  
8日 館岡 春男 73 上 崎  
13日 嶋崎チルエ 45 一 崎  
13日 山崎 喜一郎 85 岡 本  
14日 渡邊 正 49 下 樋  
16日 藤井 貞蔵 83 古 川  
17日 千葉 金蔵 57 烟 町  
17日 久保市フク 59 米 沢  
18日 伊藤 一也 49 町 村  
23日 齊藤 洋子 41 広 野  
24日 菊地 愛 67 新 崎  
25日 沢田石徳三郎 62 湯 ノ  
30日 金子 欣一 54 矢 崎

・1月  
2日 小玉 スノ 87 田 町  
2日 武田トミエ 85 上 樋  
4日 近江トクヨ 68 富 田  
4日 工藤 栄子 52 浅 見  
4日 千葉テツエ 80 田 町  
6日 伊藤 ミヤ 87 新 崎  
8日 石井美鈴(5カ月) 岡 本  
9日 米田ハキエ 66 雀 館  
11日 佐藤 キン 75 西 野  
12日 石川 ヤエ 46 烟 町  
13日 小林俊一郎 62 上 山  
15日 渡部サタヨ 75 上 樋  
18日 小玉 キサ 81 湯 ノ  
19日 加藤カツエ 79 西 野  
21日 館岡 久正 75 高 崎

・十二月十七日 昭辰町 匿名 四千円  
・十七日 (寄附金として) 四千円 樋口 猿田 清司  
・十七日 (寄附金として) 千五百円 仲 町 匿名  
・十七日 (寄附金として) 四千円 矢崎崎 金子 欣一  
・十八日 (寄附金として) 三万円 岡本一區 島山喜美夫  
・十二月二十二日 (亡父勘五郎様の香典返しとして) 千五百円 額 越 匿名  
・二十二日 (寄附金として) 二十万円 寺 庭 佐々木輝毅  
・十二月二十二日 (亡父輝雄様の香典返しとして)

・十二月十七日 昭辰町 匿名 四千円  
・十七日 (寄附金として) 四千円 樋口 猿田 清司  
・十七日 (寄附金として) 千五百円 仲 町 匿名  
・十七日 (寄附金として) 四千円 矢崎崎 金子 欣一  
・十八日 (寄附金として) 三万円 岡本一區 島山喜美夫  
・十二月二十二日 (亡父勘五郎様の香典返しとして) 千五百円 額 越 匿名  
・二十二日 (寄附金として) 二十万円 寺 庭 佐々木輝毅  
・十二月二十二日 (亡父輝雄様の香典返しとして)